

町田市立学校の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則について

町田市立学校の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則について報告いたします。

改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

食材の価格高騰に伴い、学校給食費等を増額するため、改正するものです。

2 改正内容

学校給食費等 1 食当たりの額を改めます。(第 3 条関係)

3 施行期日

令和 7 年 7 月 1 日から施行します。

町田市立学校の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則

町田市立学校の学校給食費等に関する規則（令和元年９月町田市規則第１７号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（学校給食費等の額） 第３条 学校給食費等の１食当たりの額（以下単に「１食当たりの額」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）小学校の第１学年及び第２学年の児童 <u>２７９円</u> （２）小学校の第３学年及び第４学年の児童 <u>３１３円</u> （３）小学校の第５学年及び第６学年の児童 <u>３４１円</u> （４）中学校の生徒 <u>３７５円</u> （５）小学校において学校給食等の提供を受ける教職員等 <u>３４１円</u> （６）中学校において学校給食等の提供を受ける教職員等 <u>３７５円</u> ２～４ 略	（学校給食費等の額） 第３条 学校給食費等の１食当たりの額（以下単に「１食当たりの額」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）小学校の第１学年及び第２学年の児童 <u>２４５円</u> （２）小学校の第３学年及び第４学年の児童 <u>２７５円</u> （３）小学校の第５学年及び第６学年の児童 <u>３００円</u> （４）中学校の生徒 <u>３３０円</u> （５）小学校において学校給食等の提供を受ける教職員等 <u>３００円</u> （６）中学校において学校給食等の提供を受ける教職員等 <u>３３０円</u> ２～４ 略

附 則

この規則は、令和７年７月１日から施行する。